

税関官署の開庁時間外における所轄の特例に関する公告

関税法施行令（昭和29年政令第150号）第92条第1項第2号及び同条第2項並びに輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和30年政令第100号）第30条第1項第2号及び同条第2項の規定に基づき、大阪税関本関の開庁時間外（関税法（昭和29年法律第61号）第19条の規定に基づく税関官署の開庁時間以外の時間をいう。以下同じ。）における所轄の特例について、下記のとおり定め、令和8年2月1日から適用することとしたので、関税法施行令第92条第5項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第30条第5項の規定により公告する。

これに伴い、税関官署の開庁時間外における所轄の特例に関する公告（令和6年10月25日掲示第119号）については、令和8年1月31日限りで廃止する。

令和8年1月28日

大阪税関長　日置　重人

記

1 対象官署

南港出張所

2 所轄の特例

（1）開庁時間外に行われる対象官署の管轄区域内に蔵置される貨物に係る輸出入通関事務（輸出入申告（予備申告、特例申告等を含む。）、積戻し申告、蔵入承認申請、移入承認申請、総保入承認申請、展示等申告、これら申告に関連する手続及び関係書類の提出に関する事務をいう。）については、対象官署の管轄区域にかかわらず、本関において処理することとする。

ただし、開庁時間外に、対象官署において事務を処理する必要がある場合は、この限りでない。

（2）上記（1）については、開庁時間外に輸入申告を行うため輸入申告に先立ち開庁時間に行われる予備申告、開庁時間外に輸出入の許可を受けるため開庁時間に行われる保税地域等への搬入前の輸出入申告並びに開庁時間外に輸出入申告を行うため開庁時間に行われる本船扱い承認申請、ふ中扱い承認申請及び搬入前申告扱い承認申請の事務についても適用する。